

栃ト協発第 36 号
平成 20 年 5 月 15 日

会 員 各 位

(社)栃木県トラック協会
会長 関 谷 忠 泉
(公印省略)

平成 20 年度アルコール検知器導入促進助成金について

時下 ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営にご協力を戴き厚くお礼申し上げます。

さて、新規事業として、飲酒運転の撲滅を図るためアルコール検知器の導入に係る費用に対して、一部助成を実施することになりました。

つきましては、下記条件により別紙要綱に基づき実施しますのでご案内いたします。

記

- 1 . 申請期間 平成 20 年 5 月 15 日 ~ 平成 21 年 3 月 2 日
但し、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 2 月 28 日までに装着及び支払いが完了しなければならない。
- 2 . 助成金額 栃ト協：5 万円 / 台
申請は 1 事業者あたり機器 1 台とする
予算枠(100 万円 / 20 台)に達した時点で打切りになります。
- 3 . 対象機器 ハンディタイプを除く「記録型検査機器」・「遠隔地検査管理機器」のアルコール検知器装置
- 4 . 申請要領 別添の「アルコール検知器導入促進助成金交付請求書」に必要事項を記入し、請求書及び領収書の写しを添えて申請する。
- 5 . 注 意 会員の県内事業所導入に対して行う。
助成金は新たに導入した対象機器に対して行う。

アルコール検知器導入促進助成金交付要綱

平成20年 4月 1日制定

社団法人 栃木県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、社団法人栃木県トラック協会(以下「栃ト協」という。)が飲酒運転を根絶するために、会員事業者がアルコール検知器装置等を使用し、点呼の際に飲酒の有無を確認することを目的に、アルコール検知器装置等の導入に対する助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し必要事項を定め、適正かつ円滑に事業推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象となるアルコール検知器装置等は、ハンディタイプを除く「記録型検査機器」・「遠隔地検査管理機器」とする。

機器の基準は下記の基準に適合する装置であること。

記録型検査機器は、検査結果を記録できる装置であること。

遠隔地検査管理機器は、遠隔地での検査結果を管理するための装置であること。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、対象機器を新たに導入した会員事業者とする。

2 会員事業者とは、助成金を申請する時点で栃ト協に加入している者をいう。

但し、栃ト協会費等の未納がある場合は、その限りではない。

(助成交付額)

第4条 会員事業者が新たに導入する検知器装置に対して、栃ト協より5万円を交付する。

2 但し、申請は1事業者あたり1機器とする。

(対象期間)

第5条 平成20年4月1日から平成21年2月28日までに装着を導入し、支払いが終了したものを対象とする。

2 期間内であっても予算額に達した場合は、その時点で終了する。

(助成金の請求手続き)

第6条

助成金の交付を申請する会員事業者は、別添「アルコール検知器導入促進助成金交付請求書」により、次の書類を添付し、栃ト協会長に対して請求をするものとする。

ア 請求書及び領収書等の写し

(助成金の交付)

第7条

栃ト協は、前条の「アルコール検知器導入促進助成金交付申請書」の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、本助成事業に適合すると認めた場合には、申請事業者に対して助成金を交付する。

(財産処分の制限)

第8条 会員事業者は、交付対象の機器が導入の日から起算して1年を経過するまでは譲渡、交換、廃棄、貸付、又は担保に供してはならない。但し、あらかじめ栃ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(報 告)

第9条

栃ト協は、助成金の交付に関して必要な報告を求めることができる。

(附 則)

第1条 本要綱は、平成20年4月1日より適用する。

第2条 助成金の送付に係わる送金手数料は、事業者負担とする。

第3条 パソコン・携帯電話等の購入費は含めない。

第4条 品質が保障され、保障期間が定められている等メンテナンス機能を有する装置を対象とする。

【参考】 アルコール検知器等機器一覧

機器区分	機器名	メーカー名
記録型検査機器	業務用アルコール測定システム/A L C mini	東海電子(株)東京営業所 042-526-0905
	業務用アルコール測定システム/A L C - PRO	
	業務用アルコールチェッカーAC-007 同専用プリンタAC-007PP セット	(株)東洋マーク製作所 0729-24-0811
遠隔地検査管理機器	業務用アルコール測定システム/A L C Mobile	東海電子(株)東京営業所 042-526-0905
	業務用アルコール測定システム/A L C - PRO (複数拠点に導入しネットワーク接続した場合)	
	FOMA 対応電話アルコールチェックシステム	ドコモエンジニアリング(株)法人ビジネス部 03-5114-7701
	飲酒運転抑止装置アルコ・インターロック P R O	(株)サンライズ・システム・サービス 東京事務所 044-814-0936

主なアルコール検知器等を掲載しましたので導入検討時の参考にして下さい。 なお、上記以外の製品で助成基準に該当する機器についても対象とします。

機器の仕様や購入に関するお問い合わせは、メーカー又は販売取扱業者へお願いします。

平成 年 月 日

社団法人 栃木県トラック協会
会長 関谷 忠 泉 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名

印

アルコール検知器導入促進助成金交付請求書

アルコール検知器導入促進助成金交付要綱第6条の規程に基づき、関係書類を添えて助成金の支払い請求をします。

1. 交付請求額 金 円

機器メーカー名			
導入日	平成	年	月 日
導入台数			台
助成金	栃ト協(50,000円/台)		円
合計			円

1事業者あたり1台とする

2. 添付書類 請求書及び領収書の写し

3. 振込先金融機関

金融機関	本・支店名
口座名	口座番号(普通・当座)
刀ガナ	

ご担当者名：

TEL：

FAX：

整理番号